



古代に於ける辺境の研究（一）

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 栗原, 薫 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00000148

古代に於ける辺境の研究(一)

栗原 薫

北海道学藝大学旭川分校史学研究室

Kaoru KURIHARA : Study on the Frontier on Old Japan (1)

一 概 概

古代後期に於ける辺境地帯の考察の爲の予備的研究である。

第二章で、Fredrick Jackson Turner の frontier 理論を論じて、辺境の概念を規定した。

第三章で、土地制度、及び耕地面積の研究により、日本古代後期の辺境地帯を区劃した。

二 邊 境 の 概 念

Fredrick Jackson Turner の frontier 理論は米國史のすぐれた見方として、米國の史学、更には一般人の物の考え方に大きな影響を及ぼした。

1893年、彼が Chicago に於ける American Historical Association の会合で「米國史に於ける Frontier の意義」を発表した時には大した反響がなかつたが、次第に理論的なものを欲した若い学徒と、米國史の独自性を欲した一般人によつて取上げられ、1930年頃迄は Turner の学派は米國史学の主流をなし、又種々の政治的・社会的な運動の理論的根拠を提供した。

彼の考え方の根底にあるものは、

「France 革命時代に於ける政治思想は民主主義をあらゆる時あらゆる國民に適用出来る絶対的な組織で、國民の行動により、自ら哲学的な原理に基き作り出され得る組織として取扱う傾向があつた。その時代以來、常に民主主義についての著述者の大部分は分析的・理論的な取扱いを強調し、歴史的発展の底に横たわる要因を無視する傾向があつた。

……我々は此名(民主主義)の下に、事実には於いては極端に似て居ない多くの政治的形体がある事を見出すであろう。

或る時、或る國民が、民主政治・貴族政治・或は専制

政治であると呼ばれ得るかどうかという事を知る事は、其の國の社会的・経済的傾向が何んであるかを知る事程重要では無い。此等は選挙の下で作用する生きて力であり、永遠の(即ち哲学的に作り出された)政治形体を支配する。我々が最終的に政治組織を作り、改変する力をさがさねばならないのは、一國民の社会的・経済的生活に於ける変化に対してである。其の時代は政治的な争の適合は不完全でかくされて居るかもしれない。古い組織は新しい順應力を搾出する爲に利用されるだろう。其の変化は非常に漸次であり、微妙なのでそれは殆んど認められないかもしれぬ。Florence に於ける Melici の偽民主主義は此の形体の良く知られている例である。或いは後に政治的な争いがきびしくなり、成長によつて要求される変化に應ずる事が不可能になるならば、社会的経済的变化の滔々たる力が France 革命の様な悲劇にみちびくであろう。此等のあらゆる変化は、意識された理想と、意識され無い社会的な承認の両方が作用して居る。此等の事は、学徒によつて良く知られて居るが、しかし米國の民主主義と関聯して十分に考えられて来たかどうかは疑わしい。少くとも一世期の間、月並な叙述で、米國人は「Glorious Constitution」に彼等の民主主義の安定と繁栄とを説明する事に於いて言及して来た。我々は我々自身の過程をくりかえす爲に、他の諸國民が、我々の民主的な機構を学ばねばならないという丈の一國民であると信じて来た。西部の民主主義への貢献を取扱うにあつてまさに述べて来た事が、心に留められるだろうという事は重要かくべからざる事である。』¹⁾と言う彼の考え方に見えて居る。

彼は、「歴史に経済的解釈、心理学的、或は他の根本的な解釈のどれが必要であるかを決めようとする前に、人間社会の諸要素が変化があり混合して居る事、政治家が研究題目を単独に扱ふと、時代や國民の取扱いに際

して基本的な事実或は関係を誤つ事は確かであり、又経済史家も同様の危険にさらされて居る事、そして他のすべての特殊史家達もそうである事を認めるのが良くはあるまいか。²⁾と述べ、より深い動きを捉える事を主張している。

又「此等特殊科学の学徒は夫々特殊の観点により彼が興味を持つて居る事物のみを単に見ようとする傾向により、又彼の特殊科学の一般的な法則を演繹しようとする努力によつて、若干の危険にのぞんでいる。歴史家は、絶対に彼の特殊の訓練や興味が彼をかたむけている単純な観点から、時代、國民の複雑な、相互に関係し合う力を取扱う危険にさらされて居る。³⁾」と述べ、又

「歴史は、あるがままに事物を傳へ、物事を述べる努力であると主張する人々は、彼等の述べる事実は眞実の情勢の整理された根拠の上に立つて居ないという困難に遭遇するのである。其の事実は変化しゆく時流、其時代の複雑な相互に作用する影響力の中にあり、又自らその一部分であり、あまりに複雑なので多年の後其の事実に就いての眞実、即ち歴史家に研究される権利が示されるその時代の深い動きに關聯して出て来た一事実として意義を持つて居るのである。⁴⁾」と述べて居る。

かくて彼は歴史の基本的な動きを中心にして歴史を考える事を主張する。其の様なもの、歴史の基本的な動きとして、意識された社会の理想よりも、意識されざる暗黙の中の社会的合意の方を基本的と見、そして其の様な合意は社会的・経済的な生活から出て来て居ると考えて居るのである。

されば彼は「法律学者達によつて Germanic origin に対してあまりに専門的な、そして America 的要素に対してはあまりに小さな注意しか払われなかつた。⁵⁾」と不満を述べるのである。

又述べている「America の民主主義は思想家の夢から生れたものではない。それは Sarah Constant で Virginia にもたらされたものでも May-flower で Plymouth にもたらされたものでも無い。其は America の森から出来、新しい辺境にふれる時毎にその力強さを獲得して行つた。法律では無く、其に適應した人々に対して開かれた自由な土地と豊富な富が America に民主的社会的形体を、その帝國を占領して作つた三世期間に形作つた。⁶⁾」と。彼は輸入された制度、其は英蘭を経て Witanaget の様な遠い Anglo-Saxon の政治制度、更には Germany の森に迄さかのぼり得る政治制度が輸入され、其が進化的な自己運動で America の民主主義や地方行政制度になつたのでは無く、America の土壌から生じたのであると言う時、意識されざる社会的合意に重点を置い

て居るのである。

もし明示されて居る政治制度、高らかに掲げられた社会的理想のみを、それ丈で歴史的に跡づけ様とするならば、辺境地帯は遅れた興味の無い地方として多くの場合現れるであろう。唯暗黙の中の社会的な了解、或は其の背後の社会的・経済的生活を考える事によつて、辺境は歴史的に重要なものとして現れて来る。私は此の様な立場に立つて日本古代の辺境を研究した。

Turner 学説に対する批判の第一は frontier の概念が不明瞭である事に向けられて居る。Turner は frontier を非常にルーズに定義し、広範な意味を持たせた。彼は frontier と言う「術語は弾力性のあるものであり、我々の目的の爲には嚴密な限定は用い無い。⁷⁾」と述べて居る。

Richard Hofstadt は Turner の frontier の概念の混乱を指摘して述べて居る。「時に彼は定義して平方マイルに2人の密度をもつ既植民の土地のはしとして frontier に言及した。しかししばしば彼は frontier を West と同様に使つたので、現に以前に植民された地帯は frontier として言及され得た。時には彼は frontier と West の両方を場所や地域として無く社会過程として語つた。『西部は基本的には地域というよりむしろ社会形体である。』この定義が論理的な結論に導かれる時、America の社会の発展は社会の形体によつて説明される。たしかに実を結ばぬ同義異語の反覆である。又時に Turner は石炭・石油・銅の様な自然の富源を West の概念と結びつけた、此の方法で國民の発達と characteristic を維持する爲に自然の富が重要であると言う自明の理が巧みに frontier の神話に吸収され、そして重要な洞察の様な景觀を呈した。⁸⁾」

Turner は次の様に述べて居る。

「(America が西方に発展して行く其の) 前進に於いて frontier は波の外の縁であつた一野蛮と文明の会う点であつた。……America の frontier は歐洲の frontier とは鋭く區別される——それは稠密な住民の間を走る肥えた境界の縁である。America の frontier に関して最も重要なものは frontier が自由な土地の此方の縁に横たわつていると言う事である。

調査管理局の報告では平方マイルに二或はそれ以上の密度をもつた植民地の縁として扱われて居る。

……(frontier を)我々は Indian の國、census reports の植民地域の縁の外を含んだ帯であると全体の frontier を考えよう。⁹⁾」

彼は先ず文明國の間を走り、もはや拡張され得ない frontier と、未開地に接し次第に拡張されて行く

frontier とを区別した。

此の様な区別は日本の奈良朝時代に於いても考えられる。

此所では比較的狭い帯の様な地帯として frontier を考えて居るのであるが、時には西部と東部に America を分けた其の西部、即ちより広い地域をさし示している場合がある。例えば東部地方の南部が貴族的であり、New England が清教徒的であるのに対し New York 地方と西部地方はより愛國的でないにしても、民主的であり、non-sectional¹⁰⁾であつたという場合の西部は單なる frontier より広い地域を指して居るのであるが、この広い地域を又 frontier として考えている。これは Hofstadt の指摘する通りである。

しかし Turner は各々の frontier はその痕跡を残しつつ前進して行き、其が settled area になるとその地方は frontier の性質を幾分持つた¹¹⁾と述べて居る。つまり frontier に准ずる其の後背地が考えられて居るのであつて時として其の様な准 frontier を含めて frontier と考えている場合がある。Turner は准 frontier と frontier の区別を明瞭にしなかつたのである。

喜田貞吉氏は雄略天皇の歌を引いて、辺境である夷と中央地帯の中間に准辺境としての「あづま」が古代人に意識されて居た事を指摘¹²⁾し、其の様な東國の特殊の存在を述べて居られる。

つまり frontier は其の背後に准 frontier を持つて居ると言う事が指摘されねばならぬ。

又彼は種々の frontier を考えているのであつて、商人の frontier、牧畜農夫の frontier、農業 frontier、鉱業の frontier 等が考えられて居る。それは時代による、又地域による違いでもあるが、又一つの地域を中心にして見れば順次に時を置いて種々の frontier が通過して居るのであつて、例えば「西部植民地を大洋の波の楫に三つの classes が次々に移つて行く。其の第一は“range”と呼ばれる植物の自然の成長と狩猟の収入売上金によつて生活する開拓者が先ず来る。彼の農業の道具は粗末で主に自身の製作になり、彼の努力は主に玉もろこしと track patch の收獲に向いた。track patch は cabbage や豆や蕨をあぶる爲の玉もろこしやきうりやちやがいもを成長させる爲の粗末な庭である。丸太小屋としばしば馬小屋と玉もろこしの小屋と 12 acres / かこまれた即ち “deadend”、された、そして柵でもつて防がれた森は彼の職業には十分であつた。彼が永久に其の土地の所有者となるかどうかと言う事は全く関心を持たれなかつた。彼は其の時期のつづく間占拠者であり、賃を払わず、‘lord of manor’, と同様に独立であると感ずる。

馬と牛と一二頭の種豚をつれて彼の家族と共に森に急いで入り、新しい郡の、或は州の開拓者となる。彼は小屋を建てて彼の周りに同様の趣味と習慣の他の数家族を集め range が幾分開拓され、狩猟が少し不安定になるまで占拠する。

次の移民の class は土地を買い、畑に畑を加え、道を開き、橋を川に掛け、ガラスの窓と煉瓦と石との煙突のある丸太小屋を建て、しばしば果樹園をうえ、製粉所を作り、学校・裁判所を作り、地味な質素なそして開化された生活図式と形体を示す。

その次に第三の波が来る。これは資本家であり、企業家である。かくて小さな村は立派な町や市となる。本当の煉瓦の大建築・広い畑・果樹園・庭・colleges・教会が見られる。¹³⁾

そして第一の波は、波の様に殆んど後に残らず漸次前進し、その後に来る第二の波も、又定着せずに進むのである。農業 frontier ですらかく三段に分たれて居り、其の前に毛皮貿易の frontier、Indian frontier 等が進むのであるから、毛皮貿易・鉱業・pioneer 農業・粗放農業・集約農業と夫々時期を異にして通過するのである。或る地帯を frontier と称するも、毛皮貿易の frontier の時期は過ぎて、重点を其所に置けば frontier と言えないけれども、農業 frontier かどうかと言う様な点に重点を置いて見れば frontier なので、さう称するのであるという様な事になる。種々の frontier が種種の像を画いて居るのであるから、一定の狭い帯状の地帯を以つて、此所があらゆる場合に通ずる frontier であると言う事は出来ない。それは野蠻と文明の接点ではあるが、かなり広い地域と考へねばならぬ。これが West と frontier とが、かなり広大な地域を示す言葉として時に同様に用いられた理由である。

しかしその間自ずと軽重があり集約農業を主な産業とする時代にあつては、集約農業 frontier が最も重要な frontier であり、其の frontier の背後に猶 frontier がありとするも、猶集約農業の frontier の背後はかなり中央と似かよつたものと考えてよいであろう。此所に frontier と准 frontier を考える別の根拠がある。

第三に自然の富源と frontier との関聯は、もとよりあらゆる frontier に豊富な資源があると言うのではなくても、次第に段階をふんで発展した古い土地は長い間に漸次取り盡されて居るに反し、未開のままに棄てられて居た土地にいきなり高度の技術が入る場合、古い土地に比して利用し得る資源が非常に多く見出される事は当然である。富源が多いという事は frontier と必然的に結びつくものであり、実証する資料が若干あれば frontier

に富源があるものとして論を進めて行く事は差支えないのではないかと思う。だから、

「西部の富源を占領する事により有力になつた産業と資本の主人すらも、この社会（frontier）の中から出て來、そしてなおその主義（民主主義）を見せかけて居る。」¹⁴⁾と言つても差支えないと思う。

第四に Turner が frontier 或は West が社会の形体を意味するものと考えている場合があり、これは同義反覆になるという点について論ずる。

Turner は述べて居る。

「West は実は地域というよりむしろ社会の一形体である。それは自由な土地が存する事に影響されて、古い制度や理念が変化する事から、其の特殊の社会状態が生じている地帯に当てはまる術語である。此の適應により、即ち新しい環境が急に始まる事、機会が自由に開かれて居る事、固定した習慣が破られる事、そして新しい活動によつて、発展の新しい line 新しい制度、新しい理想が起るのである。」¹⁵⁾

即ち自由な土地が存する爲に非常に革新的になつて居る地帯を frontier と考えるのである。此所に於いては、論理を進めて行く爲に先ず其の用語を厳密に定義すると言うのでは無く、むしろ結論を述べて居るのである。

Turner の frontier 理論には二つの部分がある。一つは種々の frontier があつて、それが順次に前進すると言う事であり、一つは frontier は個人主義的・民主主義的であり、物質的な理想主義の傾向を持ち、國家主義的であると共に世界主義的であり、其等の傾向が米國の民主制に大きな影響を興えたと言う事である。

歐洲の如き土地では、もし其の國民が伸長したならば、他の伸長しつつある國民に出合い彼等を占領して居たが、米國では其と異り、未開の地を開いて行かなければならなかつた。此の米國の様な frontier で Turner の第一の理論が成立する事は疑われぬ所である。

第二の理論は第一の理論の上に立つて居る。即ち frontier では原始の状態との絶えざる闘争があり、其の中では在來の習慣と風俗をそのまま持ち続けて行く事が出来なくて、その環境に應じた制度・習慣が形成される。かくして米國的なものが形成されて行くのであるが、やがて原始の状態を脱すると、frontier は更に前進して、其の前方で原始の状態の中に開拓が進められ、より米國的なものが形成される。その様な米國的なものの形成の第一に個人主義があり、民主主義がある。此の原始の状態では、其の母國では複雑だつた社会も極めて單純な殆んど家族を單位とするものに分解されてしまふ爲に人々は極度に自由な状態にあり、其所に個人主義的な

傾向が生ずる。そして個人主義的な事が民主主義を導いて來るのである。そして frontier は誰でも相当の資産をきずきあげる機会を提供している爲に誰しも理想主義的になる。しかもそれは観念的でない、物質的な理想主義である。又 frontier の開發には、道路・鉄道の建設 Indian との戦争等の爲に國家の権力を要求する事が多い。又色々の出身の人々が落ち合い、又分離して行く爲に地方割拠的な考え方の發達する余地が無く、各地方に共通したもの、つまり國家的な傾向を導く。又其等は世界主義にも通ずるのである。そしてこつちの諸々の傾向から生じた民主主義的な勢力・理念、或は國家的な勢力・理念が東部の政治に影響を及ぼして米國の民主制に大きな影響を及ぼしたと言うのであるが、この点に関しては多くの批判が出て居り、必ずしも肯定し切れ無い状態にある。しかし其の批判は、表面に高々と掲げられた制度や理想としてでなく、生活の中に隠れた物の考え方や態度に関しては及ぼされていないし、及ぼし得ないのであるまいか。そして前述の如くかかる傾向は frontier の未開拓の土地が次第に開拓されて行く事から生ずるのであると考えられている。

つまり第一の理論が第二の理論の基礎になつて居るのであるから、frontier が個人主義的・民主的・理想主義的・國家主義的・世界主義的の傾向を持つかどうか、そしてそれが米國の民主主義や國家主義にどの様な影響をあたえたかを考察する爲に、frontier の概念を規定するには、それが前進し行くのであると言う事を付け加えるべきである。つまり厳密にその様な地域を選んで其の地域が個人主義的・民主主義的であるかどうか見るべきである。

以上の事を綜合するに Turner は漠然としか Frontier の定義をしなかつたが、彼の理論にしたがつて、例えば日本古代の辺境を論ずる爲に frontier を厳密に定義するとそれは次の様になるであらう。

第一に frontier は未開の地域が次第に開拓されて行く、其の前線一帯である。第二に frontier は絶えず前進しつつある。第三に frontier には種々の frontier があるが、その中最も重要なものを frontier と考えると、frontier の背後に広範な准 frontier を考えねばならぬ。第四に frontier は豊富な資源に恵まれて居る。

かかる性格をもつたものを frontier と定義して、この論文の考察を進め度い。

註 1. J. F. Turner, Contribution of the West to American Democracy, frontier in American History, p. 243-244

2. Social forces in American History, *ibid.*, p. 331
3. *ibid.*, p. 333
4. *ibid.*, p. 332
5. The Significance of American History, *ibid.* p. 3
6. The West and American Ideals, *ibid.* p. 293
7. The Significance of American History, *ibid.*, p. 3
8. R. Hofstadter, Turner and the Frontier Myth, *The American Scholar Autumn 1949*, p. 37
9. Frontier in American History p. 3
10. *ibid.*, p. 27-28
11. *ibid.*, p. 4
12. 歴史地理七一巻六号 武士道と日本魂(中の上) 喜田貞吉
13. Frontier in American History p. 19-20
14. *ibid.*, p. 264
15. *ibid.*, p. 205

三 邊境地域の設定

古代に於ける辺境地帯の区分に関して、喜田貞吉氏が東は中華と夷地の中間の称であるとし、¹⁾ 東人は遠江以東の様であると述べられ、²⁾ 又東國の範圍を防人徴発の区域、万葉集東歌の区域などから遠江・信濃以東とされた。³⁾ 喜田貞吉氏は、東國人の精神・性質の面に重点を置いて述べられたのであるが、私は社会・経済の面から、新しい観点で、辺境・準辺境としての東國を剖して見た。

古代の経済の中核をなしたものが農業だったのであるから、frontierの最も重要なものは農業 frontier である。

土地制度の面から見て農業 frontier には、班田制外の自由な地帯の frontier があり、其の後に前進する班田制地帯の Frontier があつた。

神護景雲三年十一月陸奥國牡鹿郡俘囚大伴部押人が自分達は本と紀伊國名草郡片岡里人であつた。昔先祖大伴部直征夷の時に小田郡嶋田村に至つて住んだ。後子孫が夷の爲に虜せられ、代々俘となつて居たが、今久しく化民となつて居る。どうか俘囚の名を除いて調庸の民になりたいと言つて許されて居る。⁴⁾ 又翌宝龜元年四月、陸奥國黒川・賀美等十一郡の俘囚三千九百廿人が己等が父祖は本王民であつたが、夷の爲に略せられて賤隸となつていた。今既に敵を殺して帰降し、子孫蕃息している。どうか俘囚の名を除いて、調庸之貢を納めたいものであると願つて許された。⁵⁾

喜田貞吉氏は、此等の記事によつて俘囚はもと王民で

あつた者が夷の爲に抄略されて彼等の仲間となり、日本人より賤視されたものだとする在來說に対し、政府は同化政策をとつて居たのだから、之は証とならぬとされた。又氏は王民は和種のみでなくて王化に服し調庸を輸し戸籍に登録されれば足りるのであり、王民にする方が政府の負担が少くなるので喜んで許したのであろう。此の記事は俘囚の中にたまたま俘囚ならざるものゝ混在せしことあるを示すの外俘囚其のものが内地人の種なりとの事には何の援助にもならぬとして俘囚を夷種とされた。⁶⁾

大同五年二月廿三日の太政官符にのせられた陸奥守佐伯宿禰清峯等が云う所を見るに、黒川以北奥郡の浮浪人は元來差課の限りでなかつた。臣が商量するに此國は地広く人稀で辺境防ぎ難く、懷集に務めなければ、非常に備える事が出来無いとして居る。⁷⁾

弘仁二年正月廿九日の太政官符には、藤原園人の奏上に、聞く所によると、陸奥・出羽兩國で百姓之間、土人浪人が便に隨つて墾田して居るが國司が巡檢して皆悉く收公していると述べて居る。⁸⁾

承和十年四月廿八日の太政官符には陸奥・出羽兩國邊郡の黎甞が課賦を逃れて奥地に入ると記されて居る。⁹⁾

此等は政府の統制外に、或は税制・土地制度の外にあつて生活した人々であり、陸奥・出羽の奥地に其の様な地帯があつた事が考えられる。以上の例は和種についてであるが、此に農業化した蝦夷が混じて辺境地域を形成して居たと考えられる。

南方にあつては、天平二年三月、太宰府が大隅・薩摩兩國の百姓、建國以來未だ曾つて班田をした事が無い。其の有する所の田は悉く墾田で相承けて佃を爲し改め動かす事を願わない。若し班授をしたら喧訴が多いだろうと言すので旧にしたがつて動かさず自ら佃しめた。¹⁰⁾

延暦四年の太政官符を見ると、日向國百姓が課役をさけて大隅・薩摩國に逃入り、本郷が墟となる状態である。¹¹⁾

延暦十九年迄は大隅・薩摩は班田制外であつたが、其年より中央と同一の土地制度の下に立つ事となつた。¹²⁾

所が多楸は古く年に二度米が取れるなどと記されながら、天長元年多楸嶋を廢して大隅國につくる太政官符の中に嶋司の給物三万六千余束、嶋貢調鹿皮一百余領更に別物無しとある。¹³⁾つまり多楸は最後迄辺土として、班田制外にあつたのであろう。

令には辺遠國・夷人雜類が有る所で調役を輸すべくば、事に隨つて勘量し必ずしも華夏と同じくするなどあり、其が実施されて居たのであろう。

かく古代後期には、班田制外の自由な耕地を有した地

帯が辺境に展開し、半ば自由な民が其所に住んで居たが其の先端がどこにあつたのか分らない。班田地帯との境は南方の場合は明であるが、北方は陸奥・出羽兩國内であつてはつきり分らない。唯郡等の官衙が次第に北方に向け増置されて行つた事から、其と関聯をもちつつ、奈良時代から平安初期にかけ、班田地帯の前線が伸びて行つたであろうと推される。更に言えば承和二年に於いて四百余歳の歴史ありとされた、白河・菊多の関で境された陸奥國及出羽國其の物が一つの特異な地帯をなして居た。¹⁴⁾ 南方の班田制の先端の前進は前述の記事で明である。

以上述べたのは班田制外の政府の土地政策の範囲外にある地帯であるが、その内にある政府の統制の及ぶ土地に関しては、農業 frontier (其は自由な土地のとは異つた。) の前進を裏付けるものとして耕地面積の増加が指摘出来る。

類聚和名抄二十卷本は、十卷本が後になつて増補されたものであるが、色葉字類抄や類聚名義抄に引用されて居るので、其より成立は早く平安中の成立と考えられて居る。

その國郡部は増補された部分であるが、その中に注された諸國の田の面積は奈良時代のものの様である。

日向・大隅・薩摩三國が皆同様に四千八百余町となつて居るのはあやしむべきであつて、之は偶然というよりも、薩摩大隅の田面積が分らない爲に西陲の隣りあつた國であるから同じであらうと考えて日向國の田面積を以つて薩摩國・大隅國の田面積にしたのであると考えられる。

然りとすれば、和名抄國郡部の材料となつた統計には薩摩・大隅兩國の田面積が出て居ないのである。

田籍は班田の爲に、班田の年の十月一日より十一日迄に作るものであり、田図は給い訖つて具に町段及四至を録して作る。そして田籍・田図が田に関する基本的な調査資料であつた。これは班田に関して行われるものであるから、班田が行われ無かつた地方の田籍は無かつたであらう。しからば薩摩・大隅の田面積が出て居ないと言う事は、その統計が作られた時には、大隅・薩摩に班田が実施されて居なかつた事になる。大隅・薩摩は班田が天平二年実施されない事になつて、延暦十九年に始めて施行されたのであるから、この統計は延暦十九年以前のものと言う事になる。

更に疑問となる点はこの統計の西海道の部分の数字が百台でとどまり、何百余町となつて居るのに対し、それ以外の諸國は何町何段何歩迄出て居る事であり、別種の統計を使用したのではないかと思われる事である。

所が色葉字類抄十卷本引用諸國本田面積の中イ・フ・ア・サ・キ・ユに属する國の本田面積は四つの例外を除いて十七ヶ國が和名抄の田面積と一致するのである。イは巻頭であり、フよりユまでは接続して居る。これで色葉字類抄十卷本と和名抄の数字は関係がある事となる。此は共通の資料によつたか、写したかである。その色葉字類抄と和名抄と共通になる部分は西海道にもわたつて居て、唯其の数字が委しくなり、段歩まで出ている。これによつて見ると字類抄十卷本と和名抄に共通な資料があり、その史料では段・歩まであつたのを和名抄に引く際、西海道丈百倍以下は切り捨てて余としたのであらう。なぜそうしたかと言へば、それは薩摩・大隅を推算で出さねばならず、日向と同様にしたが、まさか段歩迄同様にする事は出来ず、そこで百位で止めて以下を概数にし、西海道諸國もそれにならつて、大隅・薩摩二國の数字を眞実らしくしようとしたのであるとも考えられる。しからば西海道の部分と他の部分の記載の仕方が異なるという理由で他の部分は別の統計より出ているのであるとする事は出来ぬ。この統計全体が同一の統計より出て延暦十九年以前のものであると考えられる。

田籍は、班田の年十月一日に作られた。田令集解古記云には謂造田文也とあるが、穴云には生益と隱首等の増加した人口と、公に還る田を相支度して造るので田の増減を知る事は出来ぬ。とあり、朱云には毎口の田は具に勘知しない。尙人数に准じ戸主に興り可き耳であるとあり、集解自身の注¹⁵⁾及び令義解の注は田及び給うべき人数を校勘して簿を造るとして居る。

更に給い訖つて田図が作られるが、この集解注には穴云として一戸の内給う所の町段及四至也とあり、古記云には歩数も亦録也とある。

然るに弘仁十一年十二月廿六日の格に、格に(別の格)天平十四年、勝宝七年、宝龜四年、延暦五年の四度の國籍は皆証驗とせよとあると述べている。¹⁶⁾ 又延暦十年五月、諸國の國司が常荒不用の田を収めて百姓の口分に班つ等の事が行われて居るので、來年の班田の爲に皆天平十四年、勝宝七歳の國籍によつて改めよ¹⁷⁾と令された。又延暦二十三年四月、荒蕪した田は除籍され、新成の田は私地となつて居るので、天平十四年以降新出の田数を細に勘えて言上せよと令せられた。¹⁸⁾ 証驗として基準になつたのであるから、その國籍は、全面的な耕地調査の結果を表していたと考えられる。

又弘仁十一年の格に図は公私用うる有り、永く存して見る可しとある。そして後に至る迄、國帳が民部省、¹⁹⁾ 或は國郡に保存され証驗として利用されて居る。例えば康平五年、伊勢國四天王寺鎮坪付²⁰⁾を見るに、弘仁十

二年、天長五年の図帳が民部省田所に於いて、民部少録中原奉任によつて利用されている。²¹⁾此等の古文書では、其の図帳は、收公班田した田丈記すというような少範囲の図では無く全耕地の調査報告であつた事が知られる。

又仁壽三年五月廿五日の太政官符に載する美濃國解には國郡官司が國內田数を校定し、当年の見口を惣計云々²²⁾と校田の内容であつたと思われるものを述べている。

又耕地面積を記した書類には、青苗帳・税帳・損田帳・檢田帳・不堪佃田帳が見られる。しかし公式令の中に詔勅・田等の案文以外の文案は年別に檢簡して三年に一たび除くとあり、田の集解の注には、古記には田図也とあり、釈には田之籍図なりとあり、集解自身の注及び令義解の注には田籍・田図とある。そして田等の公式令に明記された案文は常に留めよとあり、永久に保存される規定であつた。

此の事は令の此の部分が弘仁十一年十二月廿六日の太政官符に引用され、田籍を除棄し、田図のみ残せとしてある所を見ると、それ迄実施されて居た事が分る。

令の註は、その時々法の解釈の仕方がのせられて居るのであるから、田の註に図籍以外のものが無い事は、損田帳等の田に関する其以外の帳が残されなかつた事を示すのである。校田の集解の注の穴云に田の増減は年毎の青苗帳によつて分るとされて居る所を見ると、其の様なものによつて専ら實際の耕地面積の知られた時代もあつたと考えられるが、原則として田籍・田図が上地に関する基本的な調査資料であつたと言えよう。校田及び田図の集解の注を見ると、田籍・田図そのものは必ずしも耕地の調査報告と言う様なものでなく、唯公に還つた田を調べ記し、又口分田として班給された田の図を記したものに過ぎない様であるが、その中に時に全面的な調査が行われたので、それが四度の証驗の如き、或は天長五年の図籍の如き後々迄基礎的資料として利用されるものとなつて残つたのであろう。

更に集解自身の注及び義解の註では田を校勘するとあるのは、後の仁壽三年の略の國內の田数と言つて居ると共に、又令義解の出來たのが天長三年より十年迄の間で、天長五年の図籍が証驗として利用し得る様なものであつた事、或は弘仁の頃のも同様に利用されて居り、弘仁十一年の略に田図は後迄役に立つと述べて居る事と共に考えると、時代が下ると校田毎に全面的な調査が行われた事を示すものであろう。

前述の如く、図帳は後迄保存されたが、倭名抄國郡部が増補される時、直接それを自由に利用したので無い事は薩摩・大隅の数字の原資料に缺けて居たらしく思われ

る事で分る。これは前述の如く延暦十九年以前の図籍に直接或は間接に接して得られたものであろう。

猶考うべきは、延暦二十年六月の太政官符で一紀一班、即十二年一班となり、其一紀のこない大同三年に又六年一班とされてより、班田が全國を通じて一度に行われなくなつた。例えば畿内では弘仁元年に班田が行われて居る²³⁾のに、伊勢國では²⁴⁾弘仁三年に行われた。かくて弘仁五年七月の勅に諸國共大同以來、疾疫間発・諸國班田・零疊者多²⁵⁾と言われる様になつた。かくて全國の統一された耕地調査資料も、延暦廿年以後出来なくなつたと考えられる。和名抄は全國的な統一ある耕地資料の或る年のものを求め、かかる理由で延暦廿年以後には得られないで、延暦十九年以前の或る年の全國的な耕地資料を得て、写し取つたのであるとも考えられる。そうだとすれば延暦廿年という年はよく合うのである。そして四度の証驗以外は田籍は廃棄され図帳といえども四度のが特に天平十四年のが重視されたのであるから、和名抄の数字もこの四度の証驗のいずれかであらうと思える。

所が、別の観点から、もしこの原統計が國別のみで、郡以下を含まない様な簡単なものであるとすれば、和名抄の國数は六八でその全部に田面積が出ているのであるから、原統計でもその六八國があるか、或は分れて居ても合計すれば和名抄の田面積になる様な國が若干其についているかでなければならぬ。延暦十九年以前にその様な年を求めると、それは養老二年より天平十二年に至る間となる。

その間天平元年には伊賀國で田図が作られ、京及び京畿の班田使が任ぜられその前年に戸籍が作られて居り、二年薩摩・大隅に班田しない事が決せられて居るから、天平元年から二年に班田が行われ、田簿が作られたのである。養老五年戸籍が作られ、養老七年十一月奴婢の口分田を十二年以上の者に授けしめて居る。十一月は班田の始まる月であるから、この時一般の班田も行われ口分田が足りぬので奴婢の班田の年齢が引上げられたのであろう。翌々年伊勢・尾張二國の田を改めて志摩の口分に班給して居る。この間に班田が行われたのであろう。

天平七年には同年十二月十五日の讚岐國山田郡の弘福寺の田図が正倉院文書にある。天平七、八年は班田が行われる年に當つて居るので、この時作られた田図の一部であらう。此等の三つの図籍のどれからか出たのが和名抄の原材料であらうとも考えられる。

しかし和名抄國郡・郡郷部には税帳関係資料と田籍関係資料があり、その郡郷の名が籍圖より出ている事も考えられるが然りとすれば、國丈の資料では無くて、恐ら

古代に於ける辺境の研究（一）

く籍國そのものによつたものであり、四度の証驗より出ている可能性が強い。これを第一資料とする。（第一表）

色葉碎類抄十卷本所引國別本田数の十七ヶ國は和名抄と同じ材料より出るか又は其の引用であるが、残の中廿五ヶ國は拾介抄國別田数と一致し、又は一致して居る筈なのが誤写で異う数になつたと思われるものである。其の廿五ヶ國は越前等東方諸國と美作・備前・丹後・丹波・河内・土佐・長門である。この中土佐・長門はしばらく置き、他は和銅以後分置された國と其の母胎となつた國である。河内は泉が分置されたが、泉はイの部に入るので、和名抄と同じ系統の数字になつて居り、河内丈が残つたのである。これは何によるものであろうか。色葉字類抄は治承年間に増補され、壽永年間に治承本を写したのが前田本であり、又更に後世の治承本の書写が黒川本であるが、兩書の國別田面積は前田本は廿一ヶ國、黒川本は十九ヶ國しか記されて居らず、外は缺けて居るが、其を拾芥抄と比較して見るとよく一致する。色葉字類抄十卷本は更に後世の成立で、その作者は拾芥抄と同じく洞院公賢だとの説があるが、此の十卷本と前田本・黒川本と拾芥抄とを比較して見ると十卷本の和名抄を引いてある部分八ヶ國は前田本・黒川本と拾芥抄が一致し、前田本・黒川本と十卷本は一致しない。其の外に治承本と拾芥抄が一致し、十卷本と一致しないのは但馬・伯耆・播磨・筑前であり、治承本・十卷本が一致して拾芥抄と異なるのが筑後であり、三本とも異なるのが出羽である。出羽の拾芥抄に於ける記載は本により異り一定して居らぬので比較にならぬ。

さて治承本が十卷本より古く、殊に前田本は壽永の筆写であるから、其の数字の方が本来あつた数字である。拾芥抄と治承本の数字がよく一致して居る事は、此が同じ系統の数字である事を示す。で拾芥抄と十卷本の異いは、又十卷本との異いであるから、黒川本に出ていない部分でも、十卷本と拾芥抄の異つている所は又異つて居たと考えられる。つまりその異つている所は治承本を十卷本の作者が和名抄其他の資料によつて訂正したものと考えられる。和名抄が利用されて居る、或は其れと共通の材料が使用されている事は明であるが、残りの部分については筑後を除きこれは前述した如く畿内・山陰・山陽・南海道の諸國から和銅以後分置された國とその母胎となつた國及び土佐・長門を除いた國である。それが除かれた理由は此の部分で訂正する爲に用いられた資料に無かつたからであろう。それはこの原資料が國別の資料で郡以下の記載が無く、かつ此等の國が分置される以前の資料で、分置國及び分置國を除いた母胎の國の田面積を算出する事が出来なかつたと考えられる。丹後・美作

等が分置されたのは和銅六年であるから、和銅六年以前の資料という事になる。更に讃岐は 17,933町と 17,943町周防は 7,657と 7,658の異いであり、周防の場合は切り上げ、切り下げによつて生じた異いかもせず、讃岐も誤写と切り下げ、切上げの異いの重つたものかもしれない。すると或は天武十四年に出ている周防總令、持統三年に出ている伊予總領に關係があるとも考えられる。その資料には總領管内の國は一括してあつたのでは無いかと思われる。十卷本の伊予・阿波は和名抄と一致して居るので、この關係を明にするのに利用出来ぬが、讃岐・土佐・伊予・阿波の四ヶ國の数字が一まとめで出て居て利用出来なかつたとも考えられる。周防・長門の場合も同様である。すると伊予總領・周防總領のあつた古い時代の資料という事になる。又かかる古い資料が訂正の材料に使われたについては、十卷本の成立か國別田面積をはじめ律令政治に必要なものが唯故実としての意味しか持たなくなつてしまつた時代であり、したがつてもはや実用的な最近の資料より、むしろかえつてより古い資料の方が興味を引く時代であつた事が考え合される。これが一の資料となる。これを第二資料とする。（第二表）

又西海道に関しては筑後の田面積が黒川・前田・十卷本が一致し、筑前も、治承本と十卷本の異いはわずかで或は書き誤りかも知れない。西海道に於いては十卷本と治承本が一致している事もある。そして拾芥抄と異なるのは、拾芥抄は治承本によつて居る様であるから、西海道に關しては別の資料を得て筑後等の数字が改められたと考えられる。此所に拾芥抄の西海道の部分が一つの資料となる。これを第三資料とする。（第三表）

弘仁十四年二月廿一日の太政官符によれば、太宰管内の田数は七万六千五百八十七町であり、第一、第三のいずれよりも少い。

天曆二年六月廿二日の勘申諸國言上不堪佃田過十分之一國司罪狀事²⁶⁾には、伊勢國では損田が千四百卅五町四段卅九歩で十分之一を過ぐる事四百八十一段二百十一歩とあり、これによると総田数は一万町歩を割つて居り、第一資料が一万八千町歩に及んで居るのに対し四割以上の減少である。此より次第に律令制は弛寛して來るのであるから、統計上の田面積が増加したとは思われない。

此等を考へて見ると第三資料も平安初期のいずれかのものと思われる。

更に治承本をそのまま承けたと思われる拾芥抄に西海道の部分を除き十卷本を入れると、治承本の数字が出る。此を第四資料とする。（第四表）

粟 原 薫

國名	第一表	第二表	第三表	第四表		第一表	第二表	第三表	第四表(続)
	第一資料 養老一延暦	第二資料 和銅以前	第三資料	第四資料 延暦20年以後		(続)	(続)	(続)	(続)
	丁	丁	丁	丁		丁	丁	丁	丁
攝津	12,525	12,914	—	11,314	出羽	26,109	—	—	38(6)28 (56,688)
大和	(1) 7,905	17,756	—	17,005	伊賀	4,051	—	—	4,055
和泉	4,569	—	—	4,126	伊勢	18,130	—	—	19,024
山城	8,961	8,962	—	8,961	志摩	124	—	—	—
大和	11,338	—	—	10,977	尾張	6,820	—	—	11,930
但馬	7,555	8,841	—	7,743	三河	6,820	—	—	7,054
因幡	7,914	—	—	8,016	遠江	13,611	—	—	12,967
伯耆	8,161	8,660	—	8,842	駿河	9,063	—	—	9,797
出雲	9,435	—	—	9,968	甲斐	12,249	—	—	10,043
石見	4,884	—	—	4,872	武蔵	35,574	—	—	51,540
隱岐	585	124	—	624	上総	22,846	—	—	22,666(色十) 22,366(拾)
丹波	10,666	—	—	10,855	下総	26,432	—	—	320(3)(8)
丹後	4,756	—	—	5,537	安房	4,335	—	—	4,362
播磨	21,414	21,246	—	21,236 (21,336)	常陸	40,092	—	—	42,038
美作	11,021	—	—	11,616	相模	11,236	—	—	11,486
備前	13,185	—	—	13,260	伊豆	2,110	—	—	2,814
備中	10,227	7,481	—	10,883	筑前	18,500	—	19,765	19,750
備後	9,301	9,658	—	9,298 (9,698)	筑後	12,800	—	11,377	22,828
安藝	7,357	7,480	—	(1)7(4)8(4)	肥前	13,900	—	13,462	14,432
周防	7,834	7,658	—	7,657	肥後	23,500	—	23,462	23,788
長門	4,603	—	—	4,769	豊前	13,200	—	13,221	—
紀伊	7,198	—	—	7,119	豊後	7,500	—	7,570	7,456
淡路	2,659	—	—	2,870	日向	4,800	—	8,298	7,236
讃岐	18,647	17,933	—	17,943	大隅	—	—	4,770	4,640
阿波	3,414 (5,414)	—	—	5,245	薩摩	—	—	5,521	3,773
伊予	13,501	—	—	14,825	佐渡	3,960	—	—	—
土佐	6,451	—	—	6,173	壹岐	620	—	620	620
若狭	3,077	—	—	3,139(拾) 3,149(色十)	対馬	428	—	620	621
越前	12,066	—	—	23,576					
加賀	13,766	—	—	12,536(拾) 12,546(色十)					
能登	8,205	—	—	8,479					
越中	17,909	—	—	21,399(拾) 21,359(色十)					
越後	14,947	—	—	23,738					
近江	33,402	—	—	33,450					
美濃	14,823	—	—	45,304(拾) 15,304(色十)					
飛騨	6,615 (1,615)	—	—	4,356					
信濃	30,908	—	—	41,656					
上野	30,937	—	—	28,534(拾) 28,544(色十)					
下野	30,155	—	—	27,460					
陸奥	51,440	—	—	45,077					

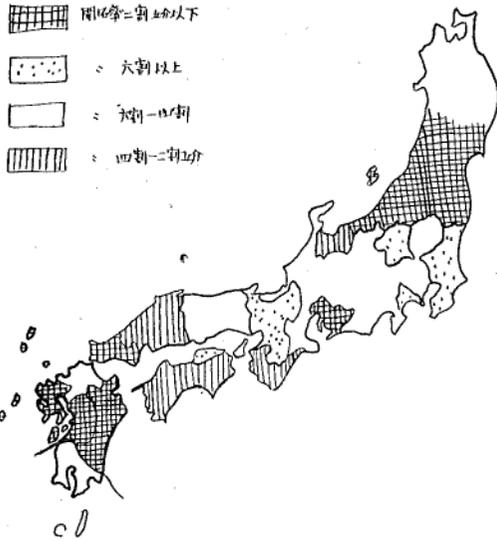
この資料の成立は薩隅兩國を含む所より見ると、延暦十九年以後なのであろう。

この四資料の中、最も確実度の高いと思われる第一資料を昭和二十三年の我が國縣別水田面積²⁷⁾と比較して見る。

現在の水田面積はほぼ飽和状態に達して居ると考えられるが、これはつまり現在の水田面積が可耕地面積を示している事になる。これで第一表の田面積を割つて見ると奈良時代の開拓の率が出る。それによつて第一圖を作つて見ると、六割以上開墾されて居る所は畿内周辺及び関東諸國である。二割五分以下は奥羽及び越後及び日向、豊後である。薩隅は第四表によつても二割五分以下であるが、大体九州山脈以南がこの地域に入る。更に肥前が入る。その外阿波・長門・周防・尾張・三河が加る。所々に散在して居るが二割五分以下は大体に於いて

古代に於ける辺境の研究（一）

第一図 奈良時代の開拓率



辺境であり、その境界線は三國三脈、筑紫三脈、九州山脈になつて居る。畿内が率が高いのは中央地帯だからであり、関東地方が高いのはかえつて新しく開かれた所だからであらう。

更に耕地面積の変化を見る。第二資料を第一資料で割ると和銅以前より養老より延暦にかけてまでの変化の率が出るが、これには辺境地帯がふくまれて居ない爲か大きな変化が見出され無い。唯備中國が三割増加して居る事、一般に微増の傾向にあるが、山陰・安藝・備後の微減しているのが目につく。（第二図）

第二図 奈良時代水田面積増減図



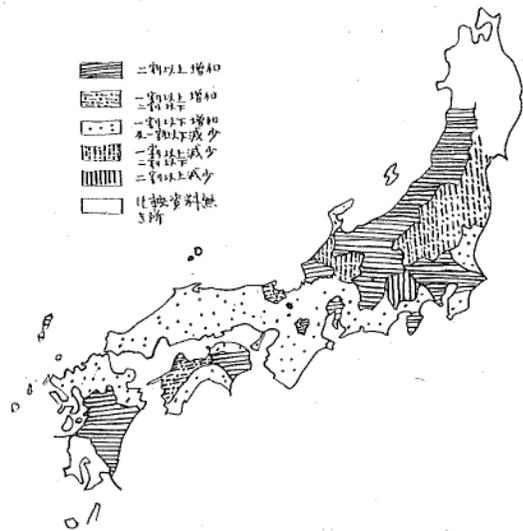
更に第四資料を第一資料で割ると養老より延暦にかけてまでと延暦廿年以後との変化の率が出る。一般的に、

周辺地帯は増加して居るが、しかし減少して居る所もあり、その増減の振幅の多いのが周辺地帯の特色である。一割乃至二割以上の変化をしている。此に対し中央地帯の変動は微弱で一割以下である。

此は米國西部でも見られた現象で、辺境の住民は土地への定着性が無い爲に人口の変動がはげしく、人口の振幅が大きく、急激に増加する地方がある一方、減少する地方も出て来るのである。耕地も同様であり、辺境の開拓地は容易に放棄され、増減常ないのであり、其は北海道の開拓期にも見られ、其頃の農場には、土地をやせさせた上で放棄する小作人の対策の爲に作物の制限など行つた所もある。

古代にあつては、奥羽に政府の手により関東、信越等の戸口を移動せしめ、或は関東等より勝手に逃げ込んで定着する者があつた。例えば宝龜三年十月、下野國が、管内の百姓が陸奥國に逃げ入り、逃げ入つた者は、彼國が官符を被つて居て、それにより至れば至るにしたがつて附貫して居る。その数は八百七十人である²⁸⁾と言つて居る。辺境地域に、其の後背地から人口が移動する爲、其の後背地は人口、ひいては耕地が減少する事がある。其の様なかつて辺境だつた土地に住んで居る者は、元來移動性が強い上に土地へのなじみが少く、しかもすぐそばに自由で豊かな土地があるので移動しやすいのである。一方政府は、政策的に開拓、辺防の爲に移動させる。例えば延暦十五年十一月戊申・相摸・武藏・上総・常陸・上野・下野・出羽・越後等の國民九千人を陸奥國

第三図 奈良より平安にかけての耕地増減率
豊前は第四資料無き爲第三資料にて補つた。



伊治城に遷し置いている。²⁹⁾

又一方辺境にあつては、異賊との戦乱があり、その爲に人口が減少し安全な地域に集中する事も起る。第二図で陸奥の人口が著しく減少しているのは其爲であろう。養老六年閏四月には、太政官は辺郡の人民が暴はかに寇賊を被り、遂に東西に適きて離合分散して居ると奏して居る。陸奥丈でなく常陸まで神龜二年は夷賊の害を受けて居る。

辺郡及び其の後背地の耕地面積の増減の振幅の大きい事はかく説明されるが、この様な耕地増減著しい地方は、伊豆・甲斐・信濃・飛騨・越前の西部國境が境界になつて居る。西方では筑後川から大野川に引いた線が境になつて居る。この地域は開拓率二割五分以下の地域と比べるとかなり広い。この広い部分即ち関東・北陸・及び東山・東海の間開拓が准辺境と考えられる。

陸奥・出羽・越後は其開拓率の低い事、反乱のつづいた陸奥を除いて耕地増加率の多い事で、辺境の第一の要件である未開拓で開拓されつつある土地であるという條件を満たし、第二に喜田貞吉氏が石城・石背兩國の設置について、此は内地と同様にあつかえる地帯を分離したので、陸奥が特殊行政地帯だつたのである³⁰⁾と述べて居られるが、其が大同五年二月廿三日の太政官符に見える黒川以北の奥郡の特殊の取扱いに通ずるものとすれば、奈良より平安にかけてそれ丈開拓前線が伸びた事になるし、又和銅以後、和銅元年、出羽郡の設置、五年後丹取郡の設置、更に八年後刈田郡の設置、更に十二年後、雄勝郡の設置(蝦夷の爲の郡の設置を除く)と次々に郡の設置を見たが、百三年後弘仁二年には和我・葦籬・志波の三郡がはるか北方に設けられている様な点を見ても絶えず前進しつつある frontier であると言えよう。第三に准辺境としての東國をもつて居る事があげられ、かくて奥羽・越後を辺境と規定し得るのであるが、同時に逆に東國が准辺境である事がそれで言い得るのである。其所はもはや辺境と純粹の意味で言い難く、開拓率はかなり高くなつて居るが、しかし辺境に接し、近い過去に辺境であつた爲に、辺境の影響を強く受け、辺境的な傾向を持つて居り、耕地面積の点では、その變動率の大なる点に其が出ているのである。

この准辺境の地域は遠江・信濃以東を東國とする喜田貞吉氏の談と大体一致する。

かくて准辺境が設定されたが、更に新しい frontier が中央に生じつつあつた、其は貨幣經濟の frontier である。養老六年九月庚寅に伊賀・伊勢・尾張・近江・越前・丹波・播磨・紀伊に始めて錢調を輸さしめて居る。

喜田新六氏は奈良時代に於いて、錢貨が一般百姓に普

及した範圍はこの養老六年九月に規定された錢調の國々に止まつた事と思われるとされた。³¹⁾此所に准辺境の越前が出るのが問題であるが、これは越前と造東大寺司とに深い關係のあつた³²⁾という事で説明出来よう。もとより古代の貨幣經濟は、ごく影のうすいもので重要な意味を持たないけれども、此等の地域を一つの中央地域と考える事が出来る。

此所に越前・飛騨・信濃・甲斐・伊豆以東の准辺境・越後・陸奥・出羽の辺境及び畿内・伊賀・伊勢・尾張・近江・丹波・播磨・紀伊の中央地帯・其の間の中央間地帯に区分される。西方は筑後川より大野川の線に准辺境・九州山脈に辺境の線が見出される。

かくて准辺境・中間・中央地帯が夫々常陸・出雲・播磨を含んで居る事となり、准辺境・中間・中央地帯の比較に此等三風土記が使用出来ると言い得るのである。

註 1) 歴史地理 七十一卷 六号 武士道と日本魂 (中の上) 喜田貞吉
 2) 奥羽沿革史論 蝦夷の馴服と奥羽の拓植 喜田貞吉
 3) 歴史地理 二十三卷 六号 東人考 喜田貞吉
 4) 続日本紀 下卷 増補六國史 204
 5) 続日本紀 下卷 増補六國史 208
 6) 歴史地理 二十三卷 一号 夷俘・俘囚の考 喜田貞吉
 7) 類從三代格 後篇 改訂増補國史大系 339
 8) " " " 444
 9) " " " 386
 10) 続日本紀 上卷 " 121-122
 11) 類從三代格 後篇 340
 12) 類從國史 一五九 口分田
 13) 類從三代格 前篇 196
 課口の數の事が出て居るが、此は令によれば皇親等明記された者以外のもので必ずしも中央地帯同様に課役を負担する者でなくてもよい。
 14) 類從三代格 後篇 改訂増補國史大系 564
 15) 令集解 " 365
 16) 類從三代格 後篇 " 425
 17) 続日本紀 増補六國史 509
 類從國史 改訂増補國史大系 941
 18) " " " 938
 19) 平安遺文 第三卷 818, 849
 20) " " " 1081
 21) " " " 1023 1026
 22) 類從三代格 後篇 改訂増補國史大系 426
 23) 類從三代格 後篇 改訂増補國史大系 427
 24) 平安遺文 第三卷 東寺領伊勢國大口莊解案 1112
 25) 日本後記 上卷 増補六國史 198
 26) 史籍集覽 政事要略 539

古代に於ける辺境の研究(一)

- 27) 農林統計月報 第一一八号
28) 続日本紀 下卷 補助六國史 260
29) 日本後記 上卷 “
30) 奥羽沿革史論
蝦夷の馴服と奥羽の拓植 喜田貞吉
- 31) 史学雑誌 四十四篇 一號
奈良時代に於ける銖貨の価値と流通に就いて
喜田新六
32) 史林 三五卷 二号 越前國東大寺領莊園の經營
岸俊男